# 甲府市農業委員会2月定例総会議事録

- 1. 日 時 令和4年2月25日(金曜日)午後2時00分から午後3時00分
- 2. 会 場 甲府市南公民館
- 3. 出席委員(17名)

会長・西名 武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

## 【農業委員】

 1番 渡邉 初男
 2番 小松 芳彦
 3番 菊島
 建 4番 池田 哲郎

 5番 落合 洋子
 6番 關野
 登 7番 田中 由美 8番 後藤 良仁

 9番 土屋 三千雄
 10番 越石 和昭
 12番 山村 忠弘 14番 末木 瑞夫

 15番 矢崎 正勝
 16番 塚田 泰英

4. 欠席委員(2名)

### 【農業委員】

11 番 小澤 博 13 番 雨宮 洋文

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職氏名

事 務 局 長 中村 勝

農地係 係 長 清野 隆彦

係 長 青木 進

振興係 係 長 牧野 公治

### 6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和4年3月告示分農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 令和4年3月告示分農地中間管理権に係わる農用地利用集積計画の

承認について

議案第6号 農用地利用配分計画(案)の作成について

### 報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第5号 耕作土搬入届出について

報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

#### 午後2時00分 開会

### ○事務局 (清野係長)

それでは、令和4年2月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 17 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

## ○議長(西名会長)

## 《 西名会長 挨拶 略 》

## ○事務局 (清野係長)

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長 が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

#### ○議長 (西名会長)

ただ今から、甲府市農業委員会 2 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並び に甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、2月定例総会の議事録署名委員ですが、5番の落合 洋子(おちあい ようこ)委員、6番の關野 登(せきの のぼる)委員のお2人にお願いいたします。 今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。 先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はない の報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意

との報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

それでは議案審議を始めます。

### 【議案第1号】

議案第1号 農地法第3条による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

### ○事務局(青木係長)

今月の第3条許可申請は賃貸借が1件、第3条の法人が農地を賃借する際の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については、議案書記載のとおりです。 東光寺東部公会堂から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面は宅地、西面、 北面は農地となっています。

賃借人は○○であり、○○に○○がありますが、○○で○○をしており、○○を検討していたところ申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し○○したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は○○㎡ですが、取得後の計画面積は○○㎡となり、申請地には○○する計画です。

以上でございます。

#### ○議長(西名会長)

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

≪ 質問・意見なし ≫

#### ○議長(西名会長)

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第3条 の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

### ○議長 (西名会長)

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号は決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづいて、議案第2号は農地法第4条の規定による許可申請について審議いたしま す。事務局より説明して下さい。

## ○事務局(青木係長)

今月の4条許可申請は1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第1種農地の農用地区域内農地の不許可の例外と判断しました。

申請者は土地の有効活用を図るため、申請地に〇〇を植える計画であり、申請地を一時転用により〇〇し、〇〇の計〇〇㎡の転用となります。転用後は、〇〇し、一時転用期間は許可日から〇〇年間となり、その後は耕作状況を判断し一時転用の再申請を審議してまいります。

以上でございます。

### ○議長 (西名会長)

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご 質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

≪ 質問・意見なし ≫

## ○議長(西名会長)

特にないようでございますから、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

#### 《 全員挙手 》

#### ○議長(西名会長)

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづいて、議案第3号は農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

#### ○事務局(青木係長)

今月の5条許可申請は所有権移転が2件、賃貸借が1件、使用貸借が1件、計4件 となります。

議案書3ページの1番、地図は2ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 賃借人は申請地○○側にて○○しているが建て直しすることとなり、○○をするため土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を○○として転用したいとのことです。

続きまして議案書2番~3番、地図は3ページの5条No.2~3をご覧ください。 申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在の○○となったため、申請地を取得し、○○したいとのことです。また、現在の住居が○○となっているため、○○としての側面もございます。

転用後は○○する予定です。

続きまして、議案書 3 ページの 3 番、地図は 4 ページの 5 条No.3 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。 農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、貸人の○○にあたり、現在の○○となったため、申請地を使用貸借し、○○ したいとのことです。

転用後は○○する予定です。

以上でございます。

## ○議長(西名会長)

事務局から説明が終わりました。5条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は 受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

≪ 質問・意見なし ≫

### ○議長 (西名会長)

無いようであれば採決をさせていただきます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

### ○議長 (西名会長)

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第3号については、決定します。 この議案の案件は全て1,000 m²未満ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

#### ○事務局(青木係長)

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書5ページをご覧ください。先月 の総会案件のうち、農地法5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許 可相当との答申を受けました。

6ページからは令和4年1月17日から令和4年2月16日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

## ○議長(西名会長)

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第4号 令和4年3月告示分 農用地利用集積計画についてですが、 審議に先立ち、利用権設定の13番の案件は、土屋委員が関係する案件、利用権設定の 34番及び35番の案件は、菊島委員が関係する案件ですので、農業委員会法第31条の 規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたし ます。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第4号のうち、利用権設定の13番、34番、35番を除く案件について、 事務局より説明してください。

#### ○事務局(牧野係長)

それでは議案第4号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転3件、新規設定19件、再設定29件、計51件の申し出がありました。

議案書12ページの表は、所有権移転です。

甲運・中道北地区からの申出がありまして、合計面積は 541 m<sup>2</sup>です。

議案書14ページの表は、新規設定です。

千代田・甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は30,639 ㎡です。

中段の表は、令和 3 年度の目標面積 103,600 ㎡に対し、設定面積は 154,485 ㎡、達成率は 149%です。

続いて15ページの表は、再設定です。

相川・里垣・甲運・玉諸・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は40,771.78 ㎡です。

中段の表、令和 3 年度の目標面積 350,700 ㎡に対し、設定面積は 342,109 ㎡、達成率は 98% です。

16ページ1番から24ページ19番は新規設定です。

24ページ20番は再設定です。

24ページ21番から36ページ48番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。また、22ページ13番、31ページ34番、35番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、所有権移転の案件を説明します。譲受人が同じ2つの案件を同時に説明いたします。13ページ1番と2番をご覧ください。譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。

譲受人は、○○在住の○○歳で年間に○○日間、農業に従事しております。○○で ○○㎡を耕作しています。

農地の所在地は、譲受人の○○する農地であり、○○を図るため、移転することとなりました。利用目的は、○○です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて、13ページ3番をご覧ください。

譲受人は、○○在住の○○歳で年間に○○日間、農業に従事しております。○○で ○○㎡、○○㎡を耕作しています。

当該農地の周辺で耕作している譲受人が、○○を図るため、移転することとなりました。利用目的は、○○です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて、新規就農者の案件を説明します。21ページ11番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、令和○○年○○月に○○で設立した○○で、○○を行っており、県内の 農家が生産した農産物を、○○するといった取り組みを行っています。

今回、会社で農地を借受け、○○することとなりました。

当該農地には、元々○○が植えてありましたが、一部を残して○○する予定です。収穫した農産物は、○○を行います。

今後、○○や、○○の計画があるとのことです。

会社役員が年間○○日農作業に従事します。その他に○○名が○○したり、農業者から○○しながら営農していきます。

今回の借受人は農地所有適格法人以外の一般法人となりますので、解除条件付の貸借となります。

会社役員が年間〇〇日間以上農業に従事するため、農業経営基盤強化促進法第 18 条 第 3 項による要件を満たしております。

続いて、農地所有適格法人の案件を説明します。

借り手が同じ2つの案件を同時に説明いたします。29ページ30番、31番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、○○をしており、○○を得ています。経営農地は、○○を拠点に○○㎡を有し、○○を中心にしております。利用目的は、○○です。利用権設定の更新となります。

また、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

#### ○議長 (西名会長)

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や 新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明を いただくこととしております。

まず、所有権移転の1番と2番の案件について、甲運地区の小松委員から補足説明 をいたします。

### ○小松委員(甲運地区)

13 ページの1番、2番の案件です。借主は○○されて、○○をしている時から○○をしていて、○○をやめて○○年近くになるんですけれども、今回認定農業者の申請をいたしまして、認定農業者を取得しました。近隣の方から○○と申し出があり、今回取得して○○という形でこの案件になりました。○○の取り組みは熱心な方で○○も出ておるので問題ない方です。

以上です。

#### ○議長 (西名会長)

つづきまして、所有権移転の3番と利用権設定の11番の案件について、白井地区の 土屋委員から補足説明をお願いします。

## ○土屋委員(白井地区)

3番の案件でございます。本来であれば地番は○○だから小澤委員さんの案件ですが、

今日は都合により欠席のため、私が変わって説明申し上げます。これは○○で譲受人の○○ということで、所有者が私は○○ということでぜひ譲受人の方に○○と前々から言っておりまして、これが成立したというような次第でございます。詳細に関しては先ほど事務局で申し上げたとおりでございます。何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

以上です。

### ○議長(西名会長)

つづきまして、利用権設定の30番と31番の案件について、玉諸地区の落合委員から補足説明をお願いします。

### ○落合委員(玉諸地区)

この件につきましても古くから○○でございますし、現在の○○しておりまして、何の問題もないかと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

#### ○議長(西名会長)

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりましたが、利用権設定の11番の案件について、柿嶋職務 代理より補足説明をいただけるようですのでよろしくお願いします。

#### ○柿嶋職務代理(右左口・上九地区)

本日小澤委員が欠席ということで、ブロック会議の中でも皆様にお話しをした案件です。実はこの○という会社なんですけど、小澤委員とここ1,2年の間に○○がありまして、○○ということで関係がありまして、現地は皆さん○○っていうものをご存じだと思うんですが、あの○○側、○○なんですけれども、そこへ実は○○という会社が来てとりあえず○○年借りますとの話がありました。なぜ○○年なのかということを聞いてきましたら、実は○○年後から○○や○○をやりたいと、最近○○がはやっていると、その方向を目指していると、ここは○○ですのでまだ○○にいたっていないんですけれども、準備段階として○○年間ここで今ある○○しながら○○年間やってみまして、この計画で○○していきたいということで実は○○も含めてなんですが、こういう貸し借りの方が来たのは○○なんですね。

○○や○○を計画していたので、ちょっと私も○○したんですけれども、場所はそんなに○○ですけれども、○○もあって、色々○○が必ずしもないわけではないんですけれども、○○年後に果たしてこの地域がこの部分だけ○○かどうかということは○○されていて、これは○○がやることでございます。けれども、○○というややそういった○○があります。○○で作った○○に○○されまして、○○ということで大変我々も○○しているんですけれども、またなんか後で次の計画がそうなってくれれば○○なのかなと○○しているところでございます。そのことを補足説明させていた

だきます。よろしくお願いします。

#### ○議長(西名会長)

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

#### ≪ 質問・意見なし ≫

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件のうち利用権設定の13番、34番、35番を除いた案件について、 賛成の方は、挙手をしてください。

### ≪ 全員賛成 ≫

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

それでは、土屋委員のご退席をお願いします。

## 【 土屋委員 退席 】

つづきまして、議案第4号、利用権設定の13番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

#### ○事務局(牧野係長)

議案書22ページ13番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

## ○議長 (西名会長)

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第4号、13番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

#### ≪ 全員賛成 ≫

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、土屋委員はご着席をお願いします。

## 【 土屋委員 着席 】

次に、菊島委員のご退席をお願いします。

## 【 菊島委員 退席 】

つづきまして、議案第4号、利用権設定の34番及び35番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

# ○事務局(牧野係長)

議案書 31 ページ 34 番及び 35 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

## ○議長(西名会長)

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第4号、34番及び35番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

#### ≪ 全員賛成 ≫

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、菊島委員はご着席をお願いします。

#### 【 菊島委員 着席 】

つぎに、議案第5号令和4年3月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画及び議案第6号農用地利用配分計画(案)の作成についてですが、関連がありますので事務局より一括して説明してください。

### ○事務局(牧野係長)

すいません、その前に先ほど報告第 6 号の農用地利用集積計画の解約について説明 しておりませんでしたので先に説明させてください。

議案書37ページから38ページをご覧ください。

今月は4件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

以上です。

それでは中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書39ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第5号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第6号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれていますが、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 39 ページをご覧ください。甲運地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が 1 件あり、面積は 3,846 ㎡です。

議案書40ページ1番をご覧ください。借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 41 ページ 1 番をご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載の とおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳です。〇〇で〇〇㎡〇〇しており、当該農地では〇〇します。年間〇〇日間農業に従事しており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

説明は以上です。

### ○議長 (西名会長)

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や 新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明を いただくこととしております。

議案第5号の利用権設定の1番の案件と、議案第6号の1番の案件について、甲運地区の小松委員から補足説明をお願いします。

#### ○小松委員(甲運地区)

今回この案件の耕作者と会いましてお話ししましたが、以前よりこの○○は○○し

ておったということで今回手続きを出したという形でご理解いただければと思います。 大変○○のある方で、○○を作りたいということで一生懸命取り組んでおり問題ない と思います。

### ○議長 (西名会長)

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

### ≪ 質問・意見なし ≫

それでは、採決をいたします。

議案第5号及び6号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

#### ≪ 全員賛成 ≫

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

報告 6 号については今事務局から説明がありましたが、報告事項ですのでご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

#### ○渡邉委員(滝川地区)

農業委員会だよりの件ですけど、利用権設定の解約が○○件もあるんです。これは極力、貸し手と借り手の都合があると思うんでうけど、ちょっとせっかく設定したものについて数字が多いような気がします。これはやむを得ませんけど極力慎重にしたほうが良いと思います。解約が○○件、約○○町歩近くでこの辺はやむを得ないとは思うんですが、極力慎重にお願いします。

以上です。

#### ○議長 (西名会長)

今解約の案件が大変多いと、面積も大きいということでございまして、こちらにつきましてはそれなりの理由があってこういう数字になってしまったと。残念ではございますけれども、事務局でこちらについてはどのように内容を掌握し分析しているのか補足説明がありましたらお願いします。

## ○土屋委員(白井地区)

解約の件ですが、私も関連するものが〇〇件ばかりあります。それはたまたま契約したんですが、〇〇を活用したい、そして半年後に無償で借用を受けられると。つまり貸し手の都合により解約したんですが、借用したあとはその人と契約したケースがあります。

#### ○議長(西名会長)

今のとおり貸し手の都合はやむを得ないが、借り手の都合により解約が一番懸念されるところでございます。農地の利用が低下してしまう、面積が減ってしまうという、分析的に貸し手の都合による解約の比率を事務局の方でわかりますか。今ここで分からなければ、調べてもらって次の総会の時に報告してもらい参考資料として皆さん承知してもらえれば。

#### ○中村局長

内容をちょっと調べさせてもらっていいですか。

#### ○渡邉委員(滝川地区)

都合があると思うんだけど、解約が多いので

## ○中村局長

事務局でちょっと調査させてもらいます。

#### ○青木係長

たぶん今年はですね、先日出ましたとおり○○、これが○○ha くらいあるのかな、あとは○○、あれも○○ha くらいあって、そういうとこで貸し借りをされていた方は、まあどうしても解約をしなければならないということでその辺の解約が今年度についてはちょっと増えたのかなあと思っております。

### ○議長 (西名会長)

渡邉委員さん、今事務局の方でざっとつかんでいるのは、大規模な開発の関係で増 えたということです。

### ○渡邉委員 (滝川地区)

分かりました。極力解約は少ない方が良いということで。

#### ○議長 (西名会長)

借り手が解約するというのが一番困るわけで、そういうことが無いように努めてい くわけですけど、内容については事務局で調べて次の総会でこんなふうな比率ですよ という報告をいたしますのでご了解いただきたいと思います。

# ○渡邉委員 (滝川地区)

はい。

# ○議長 (西名会長)

他になにかありますでしょうか。

≪ 質問・意見なし ≫

皆さんのご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

# 【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、2月定例総会を終了いたします。 お疲れ様でした。